

## 環境配慮公共工事特記仕様書

本特記仕様書は、沼田市が発注する土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事その他これらに類する工事に適用する。

沼田市では、「環境基本計画」を策定し、豊かな自然環境の保全・創造及び環境負荷を軽減する循環型社会構築を目標として、様々な取組を進めているところであるが、特に公共工事においては、計画・設計及び施工の各段階において環境に与える影響を的確に把握した上で、官民一体で環境への負荷を低減するとともに、生態系や周辺環境・景観との調和に配慮した事業実施が不可欠であります。

この特記仕様書では、施工の段階における検討すべき環境への配慮項目を掲げたものであり、工事の実施に当たっては、監督員と十分に協議した上で、次の事項について適切に現場管理を実践すること。

### 1 工事現場での環境保全対策

- (1) 着手前、周辺住民等に説明会・戸別訪問・チラシ配布等により、工事概要等の周知に努める。
- (2) 公害防止のための環境関係・建設関係等の関連法を遵守し、工事に伴う公害防止に努める。
- (3) 低騒音型機械等の採用、アイドリングストップ等を実践し、排ガス・騒音・振動等の発生を極力抑制するよう環境に配慮した現場管理に努める。また、騒音・粉じん等については仮囲い、散水等により発生防止に努める。
- (4) 掘削等に伴う濁水については、沈殿又はろ過を行い、適正に処理する。

### 2 建設副産物対策

- (1) 発生抑制に努める。
  - ① 建設廃棄物の少ない施工方法等の採用に努める。
  - ② 材料はリサイクル可能なものを積極的に使用する。
- (2) 再利用を推進する。
  - ① 掘削を伴う工事は、掘削土量の削減及び現場内利用に努める。
  - ② 最終的に排出する残土は、改良土として、有効利用に努める。
  - ③ 発生するアスファルト塊、コンクリート塊、木材、鉄くず等の有効利用に努めるため、リサイクルを推進する。
  - ④ その他のリサイクル可能な建設副産物についても、積極的な再利用に努める。
- (3) 適正処理を推進する。
  - ① 事業者は、マニフェスト等により、廃棄物の種類、数量、処理施設の処理能力等の確認を行うとともに、適正に処理されたことを、書面により明かす。
  - ② 排出事業者として、工事施工に伴い発生する建設副産物が適正に処理されているかを確認する。